

損害賠償の額の決定及び和解について

事故による損害賠償の額を下記のとおり決定し、和解するものとする。

令和 3 年 6 月 7 日提出

上越市長 村 山 秀 幸

記

1 和解の相手方

市内在住 男性

2 和解の要旨

- (1) 本件事故に係る損害賠償の額を 775,830 円とし、上越市は、相手方に対し当該賠償金を支払うものとする。
- (2) 上越市及び相手方は、今後、本件事故に関する裁判上及び裁判外における、一切の異議、請求の申立てをしないものとする。

3 事故の概要

- (1) 事故発生年月日 令和 3 年 1 月 3 日 午前 0 時 00 分頃
- (2) 事故の発生場所 上越市国府 1 丁目地内（市道愛宕山団地線沿線）
- (3) 事故の状況 市道愛宕山団地線の道路法面の立木が大雪により倒れ、相手方所有のカーポートの一部が破損したもの